

地域で広げよう

消費者の安全・安心

近頃、日々の暮らしを脅かす問題が増えています。要因は様々ですが、依然として悪質商法による被害は後を絶たず、消費者被害を防ぐためには普段から心の準備が大切です。安心安全な暮らしのため、地域で活動している皆さんの連携を深め、消費者問題に取り組む「地域の輪」を広げ、地域ぐるみで身を守りましょう。

町内会回覧板を差し上げます！

消費者被害を防ぐのに役立つ、悪質商法の手口等を掲載した町内会回覧板（消費生活啓発用回覧板）を差し上げます。回覧板の交換をお考えの町内会は、ぜひこの回覧板の活用をご検討ください。数量に限りがありますので、先着順に配布し無くなり次第終了します。

受付開始 平成23年11月7日(月)
受付場所 市民課生活相談係
受付方法 窓口にて備え付けてある申込用紙に、町内名、代表者名、連絡先電話番号を記し提出してください。



こんな手口にだまされなくて!!

ケース1

自宅にかかってきた電話で「カニは好きですか?」と聞かれカニの購入を勧められた。「ええ、まあ…」と答えると、電話が切れてしまっただ。数日後、宅配便でカニが送られてきて、中には請求書も入っていた。




これは「送りつけ商法」です。注文していない商品を一方的に送りつけて代金引き換えなどで金銭を支払わせようとする商法です。電話勧誘に対して購入の意思を示していない場合、荷物が送られてきても受け取る義務はありません。覚えのない荷物は宅配業者から受け取らず、内

容に身に覚えがない請求は、支払わないで無視することです。あいまいな返事は禁物です。「必要ありません」もう電話をかけてこないでください」ときっぱり断りましょう。

ケース2

「この会社が上場したら、すぐ倍以上になる」などと業者に勧められ、未公開株を購入した。業者からは「預り証」を渡されたが、株券は手元に届かなかった。不審に思い発行会社に確認すると、上場と、上場予定はないと言われた。



これは「利殖商法」です。「必ずもうかる」「高配当」などと根拠もなく利益を強調し、株の購入や投資を勧める商法です。「絶対もうかる」などの甘い言葉をうのみにせず、知識のない投資には手を出さないことです。絶対にもうかる投資などありません。「あなただけ特別」と言われても信用せず、きっぱり断りましょう。

被害にあわないための心得

- 訪問販売は、家に上げないで対応する。
- その場ですぐに契約はせず、必ず家族や知人に相談する。
- 「簡単、必ずもうかる」というような甘い言葉をうのみにしない。
- 必要のないものは「必要ありません」ときっぱり断る。



被害にあわないために

人の心理や環境につけこんだ巧妙かつ悪質な手口に、誰もが被害に遭う恐れがあります。最近では東日本大震災に便乗した手口も増えています。被害を防ぐためにも「本当かどうか、疑う」ことを忘れないようにしましょう。

お問い合わせ
市民課生活相談係
☎ 43-7044